



発行 東京都

目次

29

条 例

- 東京都給水条例の一部を改正する条例……………（水道局）…三
- 東京都工業用水道条例を廃止する等の条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都下水道条例の一部を改正する条例……………（下水道局）…四
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…四
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…四
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…五
- 東京都子供への虐待の防止等に関する条例……………（福祉保健局）…七
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二

条例のあらまし

●東京都給水条例の一部を改正する条例（条例第四一号）

- 一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）等の施行に伴い、料金の算定等に係る規定を改めます。

（例）料金の算定に係る乗率

一〇〇分の一〇八 ↓ 一〇〇分の一一〇

- 二 この条例は、平成三一年一月一日から施行します。

●東京都工業用水道条例を廃止する等の条例の一部を改正する条例（条例第四二号）

- 一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）等の施行に伴い、料金の算定に係る規定を改めます。

一〇〇分の一〇八 ↓ 一〇〇分の一一〇

- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

- 一 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する政令（平成二九年政令第三三二号）の施行による水道法施行令（昭和三二年政令第二三六号）の改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を改めます。

- 二 この条例は、平成三一年四月一日から施行します。

●東京都下水道条例の一部を改正する条例 (条例第四四号)

- 一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成二四年法律第六八号) 等の施行に伴い、料金の算定に係る規定を改めます。  
一〇〇分の一〇八 ↓ 一〇〇分の一一〇
- 二 この条例は、平成三一年一〇月一日から施行します。

●警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四五号)

- 一 特殊勤務手当の支給額及び支給期限を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第四六号)

- 一 消防職員の定数を改めます。

区分	改正後 (人)	改正前 (人)	増 (△) 減
消防吏員	一八、一九七	一八、〇七八	一一九
消防吏員以外の消防職員	四二三	四二四	△一
合計	一八、六二〇	一八、五〇二	一一八

- 二 この条例は、平成三一年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四七号)

- 一 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第一五号) の施行による放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和三二年法律第一六七号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年九月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例 (条例第四八号)

- 一 不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成三〇年法律第三三号) の施行による工業標準化法 (昭和二四年法律第一八五号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年七月一日から施行します。

●高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四九号)

- 一 ホテル又は旅館において多くの人が利用しやすい客室の整備を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る一般客室に関する基準を定めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年九月一日ほかから施行します。

●東京都子供への虐待の防止等に関する条例 (条例第五〇号)

- 一 子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護と健全な成長に寄与するため、必要な事項を定めます。
- (一) 都、都民、保護者及び関係機関等の責務を定めます。
- (二) 都は、虐待の未然防止のため、区市町村が実施する母子保健・子育て支援に関する施策 (障害児支援に関する施策を含む。) について、必要な支援を行います。
- (三) 事業者等に対する虐待の防止等に関する情報提供の依頼に係る規定を設けます。
- (四) 都は、虐待を受けた子供及びその保護者に対し、必要な支援を行います。
- 二 この条例は、平成三一年四月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五一号)

一 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成三〇年厚生労働省令第一五号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二三年厚生省令第六三号）の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

### 条 例

東京都給水条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都条例第四十一号

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び第三十条第二項から第四項までの規定中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都給水条例（以下「改正後の条例」という。）第二十三条及び第三十条第二項から第四項までの規定は、平成三十一年十一月一日（以下「基準日」という。）後の使用に係る料金のうち、同年十二月分以降の料金として算定する料金から適用し、基準日以前の使用に係る料金又は同年十一月分として算定する料金については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、平成三十一年十一月の定例日（以下「十一月定例日」という。）以前から十一月定例日後に引き続き水道使用者の十一月定例日後、改正後の条例第二十四条の三の規定に基づき最初に算定する料金は、使用水量を日々均等に使用したものとみなして算定する。

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都条例第四十二号

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例の一部を改正する条例

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例（平成三十年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、旧条例第二十一条の規定に基づき平成三十一年十一月分以降の料金として算定する料金については、同条中「百分の百八」とあるのは、「百分の百十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都条例第四十三号

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成二十五年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「短期大学（」の下に「同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。」を、「卒業した後」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第七号中「又は水道環境」を削る。

第五条第二号中「卒業した後」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「高等専門学校を卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、

修了した者」を加え、同条第三号中「卒業した後」の下に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を、「高等専門学校を卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。）」を加える。

附則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例第四条第七号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

東京都下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十四号

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都下水道条例第十四条第二項の規定は、平成三十一年十一月一日（以下「基準日」という。）後の汚水の排出に係る同年十二月分の料金から適用し、基準日以前の汚水の排出に係る料金又は同年十一月分として算定する料金については、なお従前の例による。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十五号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

第十四条第二項中「七百元」を「六百七十円」に改める。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は公布の日から、第十一条第一項の改正規定は平成三十一年九月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十六号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように

改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、〇七八人」を「一八、一九七人」に改め、同表消防吏員以外の消防職員のうち「四二四人」を「四二三人」に改め、同表計の項中「一八、五〇二人」を「一八、六二〇人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十七号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年九月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十八号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第三備考三及び別表第五備考三中「日本工業規格及び」を「日本産業規格又は」

に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十九号

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「により、」を「に基づく」に、「事項を」を「事項等について、」に改める。

第八条第二項第二号及び第三号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第九条中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第十条第一項第一号中「かご」を「籠」に改め、同項第二号中「いす」を「椅子」に改め、同項第三号中「こう配」を「勾配」に、「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改め、同項第四号中「かご」を「籠」に改め、同項第五号中「こう配」を「勾配」に、「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改める。

第十一条第二項第二号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第三号中「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に、「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改め、同項第五号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同項第七号中「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「こう配」を「勾配」に、「車いすが」を

「車椅子が」に、「平たん」を「平坦」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
 (ホテル又は旅館)

第十一条の二 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路のうち一以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第二項第四号に規定する傾斜路、同項第五号に規定するエレベーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。

- 一 一般客室の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十センチメートル以上とすること。

三 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める部分を除く。

- イ 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- ロ 勾配が、十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

ハ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分  
 3 建築主等は、前項第二号の規定にかかわらず、ホテル又は旅館の建築をしようとするときは、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅を七十五センチメートル以上とするよう努めなければならない。

4 知事は、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅が七十五センチメートル以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。

5 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第一項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

6 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第十条第二項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第一項及び前項の規定は適用しない。

第十二条中、「第六条から前条まで」を「第六条から第十一条まで、前条第一項に規定するホテル又は旅館にあつては第六条から第十条まで及び前条」に改め、同条第二号中「又は共同住宅」を「共同住宅」に改め、「各住戸」の下に「又は前条第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室」を加え、同条第四号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第六号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「道等」の下に「又は前条第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第十一条第二項及び第十二条第四号の改正規定並びに同条第六号の改正規定（「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の二及び第十二条の規定は、この条例の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第十一条の二及び第十二条の規定は適用しない。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後三年以内に、改正後の条例の規定の施行状況、高齢者、障害者等の施設の利用状況、国が定めるホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等国の施策の推進状況その他社会環境の変化を勘案し、当該規定について検討を加え、その結果に基づき、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

東京都子供への虐待の防止等に関する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五十号

東京都子供への虐待の防止等に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 虐待の未然防止（第八条）

第三章 虐待の早期発見及び早期対応（第九条―第十二条）

第四章 虐待を受けた子供とその保護者への支援等（第十三条）

第五章 社会的養護等（第十四条）

第六章 人材育成等（第十五条―第十七条）

附則

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

子供への虐待は、子供の心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の

可能性をも奪うものであり、何人も子供への虐待を行ってはならないことは、論をまたない。

しかしながら、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下することにより、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがある事実も受け止めなければならない。

そのため、都、区市町村及び関係機関等は、一層連携しながら子供と家庭を支援し、子供が家庭で健やかに成長できる環境づくりを進める不断の努力が求められている。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子供を虐待から守ることに関し基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第四条第一項から第五項までに規定する地方公共団体の責務を踏まえ、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子供 十八歳に満たない者をいう。

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護するものという。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、保健機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。

五 子供家庭支援センター 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等

の提供・調整、地域組織化等の事業を行う特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が設置する機関をいう。

六 事業者 都の区域内（以下「都内」という。）で事業を行う法人その他の団体若しくは事業を行う場合における個人又は都内の建物の所有者及び管理者であつて、第四号に規定する関係機関等以外のものをいう。

七 子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつげに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であつて、子供の利益に反するものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）で使用する用語の例による。

（基本理念）

第三条 虐待は、子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 虐待の防止に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、法第四条第一項から第五項までの規定及び前条の基本理念にのっとり、虐待の防止に必要な体制整備その他必要な施策を行うものとする。

2 都は、虐待の防止に関し区市町村（子供家庭支援センターを含む。第七条第二項及び第十三条第二項において同じ。）及び関係機関等と連携するとともに、区市町村が実施する虐待の防止に関する施策への支援を行うものとする。

3 都は、法第四条第四項の規定に基づき虐待の防止、虐待を受けた子供の成長及び自立に対する理解並びに体罰等によらない子育ての推進に資する広報その他の啓発活動を行うものとする。

（都民等の責務）

第五条 都民及び事業者（以下「都民等」という。）は、子供を虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 都民等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は都の児童相談所若しくは都の福祉事務所（以下「児童相談所等」という。）の長が行う子供の安全の確認を行うための措置（以下「子供の安全確認措置」という。）に協力するよう努めなければならない。

3 都民等は、虐待を受けた子供（社会的養護の下で育った子供を含む。第十四条第二項において同じ。）が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、虐待等に関する理解を深め、当該子供（当該子供が十八歳以上になった場合を含む。）に対して配慮するよう努めなければならない。

（保護者等の責務）

第六条 保護者は、子供の養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏まえ、虐待が子供に与える重大な影響を認識し、子供の健全な成長を図らなければならない。

2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。

3 妊娠した者及び乳児又は幼児の保護者は、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第四条の規定を踏まえ、同法第十二条及び第十三条の規定に基づき区市町村が行う妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査の受診勧奨に応じるよう努めなければならない。

4 保護者及びその同居人は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力しなければならない。

5 保護者は、第十三条第二項の規定に基づく都の児童相談所による指導又は支援を受けた場合は、当該指導又は支援に従って必要な改善等を行わなければならない。

（関係機関等の責務等）

第七条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 関係機関等は、都、区市町村及び他の民間団体と連携し、虐待の防止に関する施策の推進に積極的に協力するよう努めなければならない。

3 関係機関等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力するよう努めなければならない。

第二章 虐待の未然防止



(虐待の未然防止)

第八条 都は、虐待を未然に防止するため、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の区市町村が実施する切れ目ない母子保健及び子育て支援に関する施策（障害児支援に関する施策を含む。）について、必要な支援を行うものとする。

2 都は、学校、学校の授業の終了後又は休業日における子供の活動場所等において、子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

3 都は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

4 都は、医療機関及び区市町村と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

(通告しやすい環境づくり)

第九条 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、法第六条第一項の規定に基づき、速やかに、子供家庭支援センターその他の区市町村の通告受理機関又は児童相談所等に通告しなければならない。

2 都は、都民等及び関係機関等に対し、子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法第六条第一項の規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。

3 児童相談所等の職員は、法第六条第一項の通告を受けた場合において、法第七条の規定に基づき、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(子供の安全確認措置等)

第十条 児童相談所等の長は、次に掲げる場合は、法第八条第一項及び第二項の規定に基づき、速やかに子供の安全確認措置を講じなければならない。

一 法第六条第一項に規定する通告を受けた場合

二 子供本人、家族、親族等から虐待に係る相談があつた場合

三 児童相談所等の長が虐待が発生しているおそれがあると自ら判断した場合

四 他の児童相談所から虐待に係る事案の移管を受けた場合又は区市町村からの送致を受けた場合若しくは都の福祉事務所からの送致を受けた場合

2 都の児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定による一時保護、法第八条の第二項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の第三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問（以下「臨検等」という。）について権限を行使する必要がある場合は、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

3 都は、虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を共有するものとする。

4 第一項又は第二項の規定により、都の児童相談所長は、子供の安全確認措置を行うものとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合にあつては、法第十条第一項の規定に基づき、当該子供の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

5 都の児童相談所長は、前項の規定による援助を求めめる場合は、子供の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

(児童相談所等の調査等)

第十一条 児童相談所等の長は、次に掲げるものに対し、虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供を求めることができる。この場合において、情報の提供を求められた者は、当該情報について、児童相談所等の長が虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該情報を提供することによって、当該情報に係る子供、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 都及び区市町村の機関

二 関係機関等（前号に掲げるものを除く。）  
三 事業者

2 児童相談所等の長は、前項の規定により情報を収集する場合において、虐待又はその防止等の対応の目的のために特に行うものであることを十分に踏まえ、その収集並びに当該情報の管理及び利用を適切に行わなければならない。

（連携及び情報共有等）

第十二条 都の児童相談所は、他の児童相談所から事案の移管を受け又は他の児童相談所に対し事案の移管を行う場合には、その緊急性又は重症度に応じ、的確な引継ぎを行わなければならない。

2 都の児童相談所は、児童相談所が専門的な知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親等委託の措置等を行うこと並びに子供家庭支援センターが地域社会で子供と家庭への相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことを踏まえ、子供家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働を進めるものとする。

3 都及び都の児童相談所は、虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子供とその保護者への支援のため、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を積極的に活用し、子供家庭支援センター、関係機関等その他虐待事案に関係する団体と、子供と家庭に関する必要な情報の共有を図るものとする。

4 都は、区市町村が設置する要対協の円滑な運営の確保及び活性化のため、必要な助言その他の支援を行うものとする。

第四章 虐待を受けた子供とその保護者への支援等

（虐待を受けた子供とその保護者への支援等）

第十三条 都は、虐待を受けた子供に対し、心身の健やかな成長を図るため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を行うものとする。

2 都の児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子供の保護者に対し、子供の心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成若しくは適切な親子関係の構築又は再び虐待を行わないことについて、必要な指導及び支援を行うものとする。

第五章 社会的養護等

（社会的養護及び自立支援）

第十四条 都は、虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るため、里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び自立援助ホームその他の社会的養護に関する事業の充実に努めるものとする。

2 都は、虐待を受けた子供の円滑な社会的自立のため、必要な支援及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

第六章 人材育成等

（人材育成）

第十五条 都は、虐待に的確に対応するため、虐待の早期発見及び早期対応その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成し、都の児童相談所の運営体制を適切に確保しなければならない。

2 都は、区市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に資する研修等を実施するものとする。

3 都は、地域社会で子育て支援や虐待の防止に取り組む民間団体への支援に努めるものとする。

（虐待死亡事例等の検証）

第十六条 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証の結果を、児童相談所、子供家庭支援センターその他の子供の福祉に業務上関係のある機関において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めるものとする。

2 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証を行うに当たっては、第十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所等の長」とあるのは「都」と、「虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供」とあるのは「必要な情報の提供」と、「虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行」とあるのは「検証」と、「情報に係る」とあるのは「事例に係る」と読み替えるものとする。

(公表)

第十七条 都は、毎年度、虐待の防止に関する施策の実施状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他虐待の防止に関する取組の推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五十一号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第三十六条第一号中「卒業した者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十条第二項第一号及び第五十六条第一項第一号において同じ。)」を加える。

第五十条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第五十六条第一項第四号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。)」において「に改め、同項第五号中「の学部で」を「において」に改め、同項第九号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第八十一条第三項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第九十条第一項第三号中「卒業した者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項第四号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

